

保険業該当性に関する Q & A

この Q & A は、保険行政の透明性を高めつつ、事業者における新規サービスの事前検討の円滑化を図る観点から、「保険業該当性」について、当庁の基本的な考え方を明らかにするものです。

保険業該当性に関するノーアクションレター制度は、事業者が実施しようとする事業や取引の個別具体的な事実関係を前提として、当該事業や取引の保険業該当性を回答するものであるのに対し、この Q & A は、保険業該当性に関して、個別具体的な事実関係を前提とせず、基本的な考え方や解釈を記載しています。

なお、この Q & A における回答は、あくまでも、法令等に関する現時点での一般的な解釈を示すものであり、個別事案に対する法令等の適用の有無を回答するものではありません。個別事案に対する法令等の適用の有無は、当該事案における事実関係を前提にし、事案ごとに、法令等の趣旨を踏まえて実質的に判断されるものであることに留意する必要があります。また、異なる前提条件が存在する場合や関係法令等が変更される場合などには、考え方が異なることもあることに留意する必要があります。

なお、この Q & A における回答は、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではありません。また、将来における金融庁の解釈を保証するものではありません。

この Q & A において取り上げた項目に限らず、一般論として、法令等の解釈・適用にあたっては、当該法令等の趣旨を踏まえた実質的な解釈・適用がなされるべきであると考えられます。

保険業該当性に関するQ&A 目次

○総論

- (問1) ★提供を検討しているサービスが保険業に該当するか否かを検討しなければならない場合はどのような場合でしょうか。.....4
- (問2) ★あるサービスが保険業に該当するか否かについて、法令や解釈上、どのように検討すべきでしょうか。.....4
- (問3) ★保険業該当性について、金融庁等がこれまで公表した事例・資料にはどのようなものがあるのでしょうか。.....5

○法による整理

- (問4) ★法令において保険業はどのように定義されているのでしょうか。.....6
- (問5) 「保険料を収受」しているかについては、どのように判断されるのでしょうか。.....6
- (問6) 「一定の偶然の事故」の該当性はどのように判断されるのでしょうか。.....7
- (問7) ★保険業該当性に関する法の適用除外の概要を教えてください。.....7
- (問8) 法律上「保険」ではない（「保険」とは異なる取引）と整理できる場合とはどのような場合でしょうか。.....8

○少短指針に基づく整理～少短指針V(1)（注1）～

- (問9) ★「一定の人的・社会的関係に基づき、慶弔見舞金等の給付を行うことが社会慣行として広く一般に認められているもの」か否かは、どのように判断されるのでしょうか。..10
- (問10) 「慶弔見舞金等の給付を行うことが社会慣行として広く一般に認められているもの」にあたる給付内容として、具体的にどのようなものが考えられるのでしょうか。.....10
- (問11) ★「社会通念上その給付金額が妥当なもの」とはどのような場合か教えてください。.....10

○少短指針に基づく整理～少短指針V(1)（注2）なお書～

- (問12) ★少短指針V(1)（注2）本文となお書の関係性を教えてください。.....12
- (問13) ★「物の製造販売に付随」したサービスとは、どのように考えるべきでしょうか。...12
- (問14) 少短指針V(1)（注2）なお書には、物の製造・販売者以外の第三者が修理等の役務的なサービスを行う場合も含まれるのでしょうか。.....12
- (問15) 「修理等のサービス」に要する金額について、上限はあるのでしょうか。.....13

○少短指針に基づく整理～少短指針Ⅴ(1)（注２）本文～

- （問 16）★物の製造・販売者以外の第三者が修理等の役務的なサービスを提供する場合、当該サービスの保険業該当性はどのような要件によって判断されるのでしょうか。…………… 14
- （問 17）総合判断の考慮要素である「当該サービスを提供する約定の内容」は、どのように考えるべきでしょうか。…………… 14
- （問 18）総合判断の考慮要素である「当該サービスの提供主体・方法」は、どのように考えるべきでしょうか。…………… 15
- （問 19）総合判断の考慮要素である「従来から当該サービスが保険取引と異なるものとして認知されているか否か」は、どのように考えるべきでしょうか。…………… 15
- （問 20）総合判断の考慮要素である「保険業法の規制の趣旨」は、どのように考えるべきでしょうか。…………… 16

★マークが付いているものは保険業該当性における基本的な事項であり、初めて保険業該当性を検討する場合には当該マークが付いた問を読むことを想定しています。

【総論】

（問１）★

提供を検討しているサービスが保険業に該当するか否かを検討しなければならない場合はどのような場合でしょうか。

（答）

提供を検討しているサービスそのものの対価として金銭を受領するか否かにかかわらず、商品の対価や提供を検討しているサービス以外のサービスの対価等も含め、ユーザーから何らかの金銭を受領し、一定の事象が発生した場合に金銭の給付や修理を行う等の補償サービスを提供しようとする場合には、当該サービスが保険業に該当するか否かを検討する必要があります。

（問２）★

あるサービスが保険業に該当するか否かについて、法令や解釈上、どのように検討すべきでしょうか。

（答）

以下のとおり、保険業法（以下「法」といいます。）の「保険業」の定義に該当するか、法に定める適用除外に該当するか、及び法律上「保険」ではないと整理できるかを検討します。

上記の法による整理で判断できない場合には、少額短期保険業者向けの監督指針¹（以下「少短指針」といいます。）V(1)の（注１）や（注２）により保険業該当性を検討します。

１．法による整理

- (1) 法の「保険業」の定義²に該当するか。
- (2) 法の適用除外³に該当するか。
- (3) 保証、デリバティブ等のように、法律上「保険」ではないと整理できるか。

２．１．で判断できない場合、少短指針に基づく整理

(1) 金銭を給付する場合【少短指針V(1)（注１）】：以下①～③全てに合致するか

- ① 金銭給付が行われる一定の集団に「一定の人的・社会的関係」があるか。
- ② 慶弔見舞金等の給付が社会慣行として広く一般的に認められているか。
- ③ 社会通念上、その給付額は妥当な金額か。

(2) 役務提供の場合【少短指針V(1)（注２）】

¹ <https://www.fsa.go.jp/common/law/guide/syougaku.pdf>

² 法第２条第１項柱書

³ 法第２条第１項各号、保険業法施行令第１条の２から第１条の４

- ① 物の製造販売に付随して行う修理等の役務的なサービスか
- ② 以下の事情等を総合的に判断して保険業に該当しない修理等の役務的なサービスといえるか
- (ア)「サービスを提供する約定の内容」
- (イ)「サービスの提供主体・方法」
- (ウ)「従来から当該サービスが保険取引と異なるものとして認知されているか」
- (エ)「保険業法の規制の趣旨」

(問3) ★

保険業該当性について、金融庁等がこれまで公表した事例・資料にはどのようなものがあるのでしょうか。

(答)

- ・ 法令適用事前確認手続（ノーアクションレター制度）⁴の整理番号1、5、7～9、12～13、15～24
(参考) 別紙「ノーアクションレター参考事例一覧」
- ・ 広く共有することが有効な相談事例⁵のQ1
- ・ グレーゾーン解消制度⁶
- ・ 規制のサンドボックス制度に関する新技術等実証計画の内容の公表資料⁷
- ・ 保険商品審査事例集（令和2年6月）⁸の3（1）及び（4）

⁴ https://www.fsa.go.jp/common/noact/kaitou_2/hoken/index.html#001

⁵ <https://www.fsa.go.jp/common/noact/soudan/hoken.xlsx>

⁶ <https://www.fsa.go.jp/policy/kyousouryokukyouka/grayzone/05.pdf>

https://www.meti.go.jp/policy/jigyousaisei/kyousouryoku_kyouka/shinjigyo-kaitakuseidosuishin/press/160704_press.pdf

https://www.meti.go.jp/policy/jigyousaisei/kyousouryoku_kyouka/shinjigyo-kaitakuseidosuishin/press/150515_press.pdf

⁷ <https://www.fsa.go.jp/news/30/20190705/01.pdf>

⁸ https://www.fsa.go.jp/status/hoken_sinsajireishu/20200630/2006shinsajireishu.pdf

【法による整理】

（問４）★

法令において保険業はどのように定義されているのでしょうか。

（答）

法第２条第１項柱書には、保険業について、「人の生存又は死亡に関し一定額の保険金を支払うことを約し保険料を収受する保険、一定の偶然の事故によって生ずることのある損害をてん補することを約し保険料を収受する保険その他の保険で、第３条第４項各号又は第５項各号に掲げるものの引受けを行う事業をいう。」と定められています（ただし、同項には適用除外が定められており、詳細については問７を参照してください。）。

なお、ここでの「損害をてん補すること」には、金銭給付のみならず、修理等の役務的なサービスの提供によってユーザーに生じた損失をてん補する場合も含まれます。

（問５）

「保険料を収受」しているかについては、どのように判断されるのでしょうか。

（答）

少短指針Ⅴ(1)②には、保険料の収受に関し、「保険料と明示されていなくとも、物品等の通常販売価格及び市場価格との比較並びに保険給付のために必要な保険料の額が物品等の価格に占める割合などから、保険料相当分を当該事業者が社会通念上明らかに受領している場合が含まれる。」と定められています。

上記の点を判断するにあたっては、検討中の補償サービスが付いていない主たるサービスや商品の価額が業界として一般的な価額となっているかを主に判断することとなります。例えば、不動産売買の仲介に係る手数料の上限額は、一般に取引価格の３％＋６万円＋消費税とされていますが^９、不動産売買において、仲介業者が何らかの補償サービスを提供する場合、仲介業者が手数料上限額のほかに金銭を収受していないのであれば、保険料の収受がないと判断し得ると考えられます^{１０}。また、たばこや酒税部分等、価格が公的に決まっているようなものについて、同様に考えることも可能です。

なお、主たるサービスや商品の価額が補償サービスの有無にかかわらず同額であるとしても、

- ・ 補償サービスがあるものとなないものを同時に提供する場合、事実上、ユーザーは補償サービスがあるものを選択すると考えられること

^９ 宅地建物取引業法第４６条第１項、第２項及び『宅地建物取引業者が宅地又は建物の売買等に関して受けることができる報酬の額』（昭和４５年１０月２３日建設省告示第１５５２号）。ただし、取引価格が４００万円超の場合。

^{１０} ただし、何らかの補償サービスを提供する前の仲介手数料は法令で定める手数料上限額ではなかったのに対し、当該サービスを提供する場合には仲介手数料を法令で定める手数料上限額とする等、従前より仲介手数料が増加する場合には、直ちに保険料を収受していないとはいえないと考えられます。

- ・ 過去の補償サービスの付いていない主たるサービスや商品と同価額で、補償サービスがあるものを提供するとしても、提供する時期によって主たるサービスや商品の価額は変動し得ること

等を踏まえると、主たるサービスや商品の価額が補償サービスの有無にかかわらず同額であることのみをもって、直ちに保険料相当分を社会通念上受領していないと判断することは困難であり、個別具体的な事情に応じて判断されるものと考えられます。

また、不当景品類及び不当表示防止法（以下「景表法」といいます。）の総付景品に関する規制¹¹の遵守と、保険業該当性の判断は異なりますので、補償サービスの価額が総付景品に関する規制の範囲内に留まるものだとしても、保険業に該当するか否かを別途検討する必要があります。

（問 6）

「一定の偶然の事故」の該当性はどのように判断されるのでしょうか。

（答）

少短指針Ⅴ(1)①には、「偶然」について、「必ずしも人為的にコントロール不能な偶発性を指すものに限定されるものではなく、損害を生じる原因となる事実の発生の有無、発生時期、発生態様のいずれかが、客観的又は主観的に不確定であることをいう。」と定められています。

例えば、「レストランの予約者がキャンセルした場合に発生するレストランの損害を補償するサービス」において、予約者がレストランをキャンセルするか否かは、予約者にとっては人為的に左右できるものですが、レストランからすればコントロール不能な事象であるため、偶然性が認められると考えられます。

（問 7）★

保険業該当性に関する法の適用除外の概要を教えてください。

（答）

法第 2 条第 1 項各号、保険業法施行令第 1 条の 2 から第 1 条の 4 に定められていますが、その概要は以下のとおりです。

・ 他の法律に特別の規定があるもの

農業協同組合法上の共済事業¹²（全国共済農業協同組合連合会（JA 共済）が行う共済

¹¹ 景表法に係る『一般消費者に対する景品類の提供に関する事項の制限』の 1 では、景品類の価額は、景品類の提供に係る取引の価額の 10 分の 2 の金額（当該金額が 200 円未満の場合には、200 円）の範囲内とされています。

¹² 農業協同組合法第 10 条第 1 項第 10 号

事業）や消費生活協同組合法上の共済事業¹³（全国労働者共済生活協同組合連合会（全労済）が行う共済事業）等。

・ 特定の団体がその構成員等を相手方として行うもの

地方公共団体が住民を相手方として行うもの、会社（ただし、役職員を対象とした保険の引受けを目的とした会社ではないこと）がその役職員を相手方として行うもの、学校等が生徒を相手方として行うもの等、特定の団体が密接な関係を有する構成員を相手方として行うもの。

・ 一定の人数以下の者を相手方とするもの

1000 人以下の者のみを相手方として行う場合で、以下のア～ウに該当しないとき。これは、当事者の自治に基づく事業運営が期待できることや、万が一破綻した場合にも、その影響の及ぶ範囲が小さいと考えられることから、保険業に該当しないとするものです。

ア. 2 以上の密接な関係、資金の共同運用等の関係のある団体¹⁴で、その相手方の総数が 1000 人を超えるもの。

イ. 再保険の引受を行うもの。

ウ. 年間収受保険料が、個人：50 万円/1 年・1 名、法人：1000 万円/1 年・1 法人を超えるもの。

上記の「相手方」については、保険契約における保険契約者と被保険者の双方を指しますので、1 つの保険契約において保険契約者と被保険者が異なる場合には「2」と数えることとなります。

また、直接の契約者（被保険者）が 1000 人以下であったとしても、当該契約者に事実上の被保険者が存在する場合には、事実上の被保険者の数をカウントすることとなります。例えば、購入者の百貨店での購入品の破損を百貨店が負担し、当該百貨店が上記の負担を行ったことにより生じた損失を補てんする場合、実質的なリスクは百貨店ではなく購入者にあるため、百貨店数が 1000 店以下であったとしても購入者数が 1000 人を超過するときには 1000 人以下の者のみを相手方として行うとはいえないと考えられます。

（問 8）

法律上「保険」ではない（「保険」とは異なる取引）と整理できる場合とはどのような場合でしょうか。

（答）

他の法令等により、保険とは異なる取引類型であると整理されている取引（デリバティ

¹³ 消費生活協同組合法第 10 条第 1 項第 4 号

¹⁴ 1000 人以下の共済を複数組成し、各共済を合算した場合に 1000 人を超える場合において、その運営を特定の法人等に委託している場合など。

ブや保証¹⁵等)については保険業に該当しないと考えられます。

また、少短指針Ⅴ(1)(注2)なお書部分(「なお、物の製造販売に付随して、その顧客に当該商品の故障時に修理等のサービスを行う場合は、保険業に該当しない。」)は、物の製造業者や販売業者が製品購入者に対して負っている民事法上の責任を顧客サービスの一環として、契約により拡張しているもので、保険とは異なる取引と整理できるものを具体化したといえるものです¹⁶。

¹⁵ 保証主体が主たる債務に含まれない債務を負う等、保証といえない場合には法律上「保険」ではないとはいえないと考えられます。

¹⁶ 広く共有することが有効な相談事例のQ1参照。(<https://www.fsa.go.jp/common/noact/soudan/hoken.xlsx> 脚注5と同様)

【少短指針に基づく整理～少短指針Ⅴ(1)（注１）～】

（問 9）★

「一定の人的・社会的関係に基づき、慶弔見舞金等の給付を行うことが社会慣行として広く一般に認められているもの」か否かは、どのように判断されるのでしょうか。

（答）

「一定の人的・社会的関係に基づ」くかについては、慶弔見舞金等の給付の運営者と構成員との間の「縦の関係」だけでなく、各構成員相互間の「横の関係」においても、密接な人的・社会的関係があるか否かにより判断されます。

一定の人的・社会的関係に基づき慶弔見舞金等の給付を行う例として、町内会や会社内の親睦会のような構成員相互において、いわゆる「顔の見える関係」のもと、あらかじめ構成員から金銭を徴収し、構成員において慶弔事が発生した際に見舞金を支払う場合が挙げられます。

（問 10）

「慶弔見舞金等の給付を行うことが社会慣行として広く一般に認められているもの」にあたる給付内容として、具体的にどのようなものが考えられるのでしょうか。

（答）

いかなる給付内容が「慶弔見舞金等の給付を行うことが社会慣行として広く一般に認められているもの」に該当するかは、前提となる「人的・社会的関係」によって様々であり、一律に認められる給付内容を示すことは困難です。もっとも、下記のような給付金については、個別具体的な事情によるものの、社会慣行として慶弔見舞金的一种にあたりうると考えられます。

記

死亡弔慰金、遺児給付金、成人祝金、長寿祝金、傷病給付金、入院見舞金、休業給付金、出産祝金、火災見舞金等

（問 11）★

「社会通念上その給付金額が妥当なもの」とはどのような場合か教えてください。

（答）

少短指針Ⅴ(1)（注１）では、「上記の「社会通念上その給付金額が妥当なもの」とは、「10万円以下とする。」としています。したがって、10万円を超えて金銭を給付する場合は、少短指針Ⅴ(1)（注１）を根拠に保険業ではないと判断することができません。

「10万円以下」の金銭給付であるかは、一保険事故（給付事由）あたりの金額を基準と

して判断します。したがって、二の保険事故にそれぞれ 10 万円の合計 20 万円を給付することは「10 万円以下」の給付にあたりますが、一の保険事故について、例えば「1 年あたり 10 万円」として期間を区切ったうえで 2 年にわたり給付を行った場合、一の保険事故当たりの給付金額は 20 万円となることから、「10 万円以下」とはいえず、「社会通念上その給付金額が妥当なもの」ではないことになります。

【少短指針に基づく整理～少短指針V(1)（注2）なお書～】

（問 12）★

少短指針V(1)（注2）本文となお書の関係性を教えてください。

（答）

少短指針V(1)（注2）は、「役務的なサービスを提供する」場合について、保険業に該当しない基準を定めています。

このうち、少短指針V(1)（注2）本文は、問16に記載のとおり、①当該サービスの内容、②当該サービスの提供主体・方法、③従来から当該サービスが保険取引と異なるものとして認知されているか、④保険業法の規制の趣旨等を総合的に勘案し、保険業該当性を判断するものです。

少短指針V(1)（注2）なお書は、同本文に基づく総合判断をするまでもなく、保険業に該当しない類型を定めたものです。これは、物の製造者は製造物責任、販売者は契約不適合責任等の民事法上の責任を負うため、これらの責任につき、顧客サービスの一環として契約により拡張したとしても社会通念上保険業には該当しないことを明文化したものと考えられます。

したがって、少短指針V(1)（注2）なお書に該当する場合、同本文による総合判断は不要となります。このように、「役務的なサービスを提供する」とときには、まず少短指針V(1)（注2）なお書の要件該当性を検討し、少短指針V(1)（注2）なお書に該当しない場合には、同本文に基づき総合判断により保険業該当性を検討することになります。

（問 13）★

「物の製造販売に付随」したサービスとは、どのように考えるべきでしょうか。

（答）

問12のとおり、少短指針V(1)（注2）なお書は、物の製造者や販売者が購入者に対して負っている民事法上の責任を、顧客サービスの一環として契約により拡張したとしても社会通念上保険業ではないことを明文化するものであることに鑑みると、製造・販売者が提供するサービスを対象としていると考えられます。

例えば、家電製品の販売者が、購入者より利用料を収受し、購入された家電製品の故障時に無料で修理サービスを提供する場合は挙げられます。

（問 14）

少短指針V(1)（注2）なお書には、物の製造・販売者以外の第三者が修理等の役務的なサービスを行う場合も含まれるのでしょうか。

（答）

問12のとおり、少短指針V(1)（注2）なお書は、物の製造者や販売者が購入者に対して

負っている民事法上の責任を、顧客サービスの一環として契約により拡張したとしても社会通念上保険業ではないことを明文化するものであることに鑑みると、修理等の役務的なサービスを提供する主体は、原則として物の製造・販売者であり、これら以外の第三者がサービスの提供主体となる場合は、「物の製造販売に付随して」に該当しないと考えられます。

ただし、物の製造・販売者と修理等の役務的なサービスの提供主体が完全親子会社である場合には、両者を同一主体であると捉えて、少短指針V(1)（注2）なお書に該当すると考えられます¹⁷。また、製造・販売者がサービス提供主体として購入者に対する責任を負うのであれば、原則として、第三者に具体的な作業を委託することは許容されます。この場合、製造・販売者は、第三者との間の委託関係に基づき第三者を適切に管理・監督する等を行わなければならないと考えられます。これらの場合、実質的には物の製造・販売者が修理等の役務的なサービスを提供しているものと考えられます。

物の製造・販売者以外の第三者が修理等の役務提供サービスを提供する場合、原則として、問16以降のとおり、少短指針V(1)（注2）本文により保険業該当性を検討することとなります。

（問15）

「修理等のサービス」に要する金額について、上限はあるのでしょうか。

（答）

少短指針V(1)（注2）なお書は、物の製造者や販売者が購入者に対して負っている民事法上の責任を、顧客サービスの一環として契約により拡張したとしても社会通念上保険業ではないことを明文化するものです。したがって、「修理等のサービス」に要する費用については、民事法上の責任を拡張するものと評価できる限り、上限はないと考えられます¹⁸。

¹⁷ ノーアクションレター整理番号18 (https://www.fsa.go.jp/common/noact/kaitou/036/036_18b.pdf) 参照

¹⁸ ノーアクションレター整理番号24 (https://www.fsa.go.jp/common/noact/kaitou_2/hoken/kaitousho-kouhyouyou.pdf) 参照

【少短指針に基づく整理～少短指針Ⅴ(1)（注２）本文～】

（問 16）★

物の製造・販売者以外の第三者が修理等の役務的なサービスを提供する場合、当該サービスの保険業該当性はどのような要件によって判断されるのでしょうか。

（答）

少短指針Ⅴ(1)（注２）には、「当該サービスを提供する約定の内容、当該サービスの提供主体・方法、従来から当該サービスが保険取引と異なるものとして認知されているか否か、保険業法の規制の趣旨等を総合的に勘案して保険業に該当するかどうかを判断する。」と定められています（いわゆる「総合判断」）。

したがって、物の製造・販売者以外の第三者が修理等の役務的なサービスを提供する場合には、提供しようとする修理等の役務的なサービスが保険業に該当するか否か、原則として、上記の要件に照らして判断する必要があります。

（問 17）

総合判断の考慮要素である「当該サービスを提供する約定の内容」は、どのように考えるべきでしょうか。

（答）

「当該サービスを提供する約定の内容」として、修理等の役務的なサービスを想定していますが、他方、金銭給付を約するものは原則として保険業に該当すると考えられます¹⁹。したがって、金銭による損失補てんと修理等の役務的なサービスを選択できる場合には、ユーザーに金銭の提供がなされ得るため、原則として保険業に該当すると考えられます。

また、高額な修理等の役務的なサービスは、サービス提供者が破綻した際にユーザーを保護する必要があり、責任準備金を積み立てる等、契約者保護の観点から保険会社と同様の態勢整備を図る必要があると考えられますので、提供する修理等の役務的なサービスの価格によっては保険業に該当すると考えられます。

代替品を提供する場合²⁰、原則として修理等の役務的なサービスを提供しつつ、修理不能や経済合理性等の観点から代替品の提供が望ましいときに代替品を提供するとしても、上記の修理等の役務的なサービスの価格に留意する必要があることと同様、当該サービス提供者の負担額等によっては、保険業に該当する可能性があります。

¹⁹ 金銭給付を行う場合には、原則として少短指針Ⅴ(1)（注１）に基づき適切に金銭給付が行われるべきと考えられます。

²⁰ 少短指針Ⅴ(1)（注２）本文の「役務提供サービス」には、修理金額が代替品の提供価格を上回る等、個別具体的な事情により代替品の提供が修理と比較しても合理的な場合には、代替品の提供も含まれると考えられます。したがって、第三者による役務提供サービスにおいて、合理的な理由なく修理と代替品の提供をユーザーが選択できる等、修理サービスを前提とせずには代替品の提供を行うことは、同なお書の場合と異なり、原則として保険業に該当するものと考えられます。

(問 18)

総合判断の考慮要素である「当該サービスの提供主体・方法」は、どのように考えるべきでしょうか。

(答)

「当該サービスの提供主体・方法」は、

- ・ 当該サービスの提供主体が第三者か否か²¹
- ・ 当該サービスとサービス提供者の本業に関連性があり、本業の一環として行うものであるか
- ・ 当該サービスの提供先が限定されているか

等といった点から保険業該当性を検討するものです。

このうち、「当該サービスとサービス提供者の本業に関連性があり、本業の一環として行うものであるか」は、

- ・ サービス提供者の本業と当該サービスが密接に関連しているか
- ・ 本業に付随するか（当該サービスが主たる業務となっていないか）

といった点が問題となります。これは、修理等の役務的なサービスの前提として、本業において法令上の点検義務や調査義務を負っているか、機器の修理等の役務的なサービスが本業の提供を適切に行うために必要不可欠か（なお、機器の主たる用途²²において本業の提供が不可欠であること）等といえるかというものです。

「当該サービスの提供先が限定されているか」との点については、当該サービスの提供先が拡大すれば、上記の「本業の一環として行うものであるか」（本業に付随するか）にも影響することとなります。

(問 19)

総合判断の考慮要素である「従来から当該サービスが保険取引と異なるものとして認知されているか否か」は、どのように考えるべきでしょうか。

(答)

「従来から当該サービスが保険取引と異なるものとして認知されているか否か」については、保険会社や少額短期保険業者の商品と実質的に同一といえるサービスであるか否かを検討することとなります。

保険会社や少額短期保険業者は、契約者保護の観点から、免許制や登録制を前提として当局から監督を受けて保険商品を販売しています。本考慮要素は、契約者保護の観点から、

²¹ 問 14 のとおり、具体的な作業を行う者が第三者であるとしても、サービス提供者が、サービス提供者と第三者との間の委託関係に基づき第三者を管理し、ユーザーに対する最終的な責任を負う場合には、原則としてサービス提供者がサービス提供主体であると考えられます。

²² 役務的なサービスの対象が、本業の提供に必要な機器のみならず、本業の解約をもたらし得るような影響度の強い機器（その機器を利用するために本業に関する契約を締結すると評価できるもの）に限定されていなければ、密接に関連しているということとはできないと考えられます。

保険会社や少額短期保険業者以外のサービス提供者が保険商品と実質的に同一のサービスを提供することを排除するものです。

(問 20)

総合判断の考慮要素である「保険業法の規制の趣旨」は、どのように考えるべきでしょうか。

(答)

保険の意義は、偶然の事故による損害リスクを多数引き受けて当該リスクを平準化することにより、損害のてん補を確実に行うことで、契約者のリスク移転を実現することにあります。

法の各規制は、上記の点を踏まえて、保険業を行う者に対して、保険の引受業務に専念させ（他業禁止）、財務の健全性や募集規制等を課し、「保険業を行う者の業務の健全かつ適切な運営及び保険募集の公正を確保することにより、保険契約者等の保護を図」ることを目的としています（法第1条）。

高額な修理等の役務的なサービスを提供する場合には確実に損害のてん補がなされるよう他業禁止や財務の健全性を維持する必要があると考えられます。また、販売代理店を通じて勧誘行為を行う等、多数のリスクを引き受ける場合には、確実な損害のてん補の観点に加え、適切な勧誘がなされるよう募集規制を課す必要があると考えられます。

したがって、サービス提供者のサービスが上記のようなものである場合には、法の規制の趣旨に照らせば、保険業に該当するものと考えられ、法の規制の趣旨に服すべきものと考えられます。

以上

ノーションレター参考事例一覧

判断類型	保険業該当	保険業非該当
法による整理	▪ 整理番号 5 建物管理業務委託契約を締結した家主に対する家賃保証 ▪ 整理番号 20 公的介護保険の上乗せサービス（身体介護、生活支援サービス等）	▪ 整理番号 13 賃借人の賃料等債務の連帯保証（保証委託料は賃貸人が支払い、求償権を放棄） ▪ 整理番号 19 賃借人の賃料等債務の連帯保証
少短指針Ⅴ(1)（注1）	▪ 整理番号 15 賃借人の孤独死による賃貸借契約終了時に賃貸人に支払う見舞金サービス ▪ 整理番号 17 Web 運営者が行う、顧客が旅行代理店にキャンセル料を支払う際の見舞金サービス	
少短指針Ⅴ(1)（注2）なお書		▪ 整理番号 9 ハードディスクを販売した顧客へのデータ復旧サービス ▪ 整理番号 16 販売店を通じて販売する住宅設備機器のメーカー保証の延長保証 ▪ 整理番号 18 不動産の施工販売に含む設備機器の修理サービス ▪ 整理番号 24 耐震性能を有する住宅の地震によって生じた損害の修理サービス
少短指針Ⅴ(1)（注2）本文	▪ 整理番号 12 製造・販売業者以外の者による修理サービス	▪ 整理番号 7 不動産の賃貸人に対する退居時の清掃・修繕サービス ▪ 整理番号 8 インターネット接続サービス購入者に対する接続機器の修理サービス ▪ 整理番号 21 ガス会社によるガス機器の修理サービス ▪ 整理番号 22 データ転送サービス利用者に対するデータ転送に必要な機器の修理サービス ▪ 整理番号 23 移動通信サービスの利用者に対する移動通信サービスに必要な機器の修理サービス

※ 整理番号 1 については、平成 17 年保険業法改正前の事案であって、当該改正において法による手当がなされたため、上記の表からは除いています。